

# 大分県報

令和二年  
四月一日  
（四六）

（水曜日）

## 目次

### 病院局管理規程

- 大分県病院局事務委任規程の一部改正……………一
- 大分県病院局職員給与に関する規程の一部改正……………一
- 大分県病院局職員の期末手当及び勤勉手当支給規程の一部改正……………二
- 大分県病院局就業規程の一部改正……………二
- 病院局訓令……………二
- 大分県病院局職員服務規程の一部改正……………二
- 大分県病院局臨時的任用職員の管理に関する規程の一部改正……………二
- 大分県病院局事務決裁規程の一部改正……………八

### ○病院局管理規程

大分県病院局事務委任規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年四月一日

大分県病院局長 田代英哉

大分県病院局管理規程第三号

#### 大分県病院局事務委任規程の一部を改正する規程

大分県病院局事務委任規程（平成十八年大分県病院局管理規程第十八号）の一部を次のように改正する。

別表の二の項第二号中「第二十二條第二項」を「第二十二條の三第一項」に改める。

#### 附則

この規程は、公布の日から施行する。

大分県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年四月一日

大分県病院局管理規程第四号

#### 大分県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

大分県病院局職員の給与に関する規程（平成十八年大分県病院局管理規程第十三号）の一部を次のように改正する。

第五十條第二項中「百分の百九十五」を「百分の百九十」に、「百分の二百三十五」を「百分の二百三十」に改める。

第五十七條の見出しを「（会計年度任用職員給与）」に改め、同条中「條例第二十八條に定める者（任期付短時間勤務職員を除く。）」を「地方公務員法第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員」に改める。

附則中第二十項を削り、第二十一項を第二十項とし、第二十二項中「第二十四項」を「第二十三項」に、「第二十一項」を「第二十項」に改め、同項を附則第二十一項とし、第二十三項から第二十五項までを一項ずつ繰り上げる。  
（期末手当及び勤勉手当に関する特例措置）

25 病院行政職給料表以外の給料表の適用を受ける他の職員との均衡を考慮して、病院行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が三級の職員に相当する場合においては、別表第十四のイの表の病院行政職給料表の主任・主事級の項中「職務の級が3級の職Ⅲ」に相当するものとして病院局長が別に定める。

別表第一の備考中「ただし、臨時職員及び非常勤職員を除く。」を削る。

別表第十四のイの表の病院行政職給料表の項中「3年以上又は4級45号給」を「2年以上又は4級41号給」に、「3年以上又は4級45号給」を「2年以上又は4級45号給」に改め、同表の病院医療職給料表(一)の項中「1級33号給」を「1級29号給」に改め、同表の病院医療職給料表(二)の項中「3年以上又は5級37号給」を「2年以上又は5級33号給」に、「3年以上又は5級37号給」を「2年以上又は5級33号給」に、「3級17号給」を「3級13号給」に改め、同表の病院医療職給料表(三)の項中「3年以上又は5級37号給」を「2年以上又は5級33号給」に、「3年以上及び5級37号給」を「2年以上及び5級33号給」に、「3級17号給」を「3級13号給」に改め、同表の病院技能労務職給料表の項中「5級57号給」を「5級53号給」に、「4級69号給」を「4級65号給」に、「3級73号給」を「3級69号給」に、「2級」を「1級61号給」に改める。

#### 附則

この規程は、公布の日から施行する。

大分県病院局長 田代英哉

大分県病院局職員の期末手当及び勤勉手当支給規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年四月一日

大分県病院局長 田代英哉

大分県病院局管理規程第五号

大分県病院局職員の期末手当及び勤勉手当支給規程の一部を改正する規程

大分県病院局職員の期末手当及び勤勉手当支給規程（平成十八年大分県病院局管理規程第十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号口中「受ける職員」の下に「（地方公務員法第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を加える。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

大分県病院局職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年四月一日

大分県病院局長 田代英哉

大分県病院局管理規程第六号

大分県病院局職員就業規程の一部を改正する規程

大分県病院局職員就業規程（平成十八年大分県病院局管理規程第十七号）の一部を次のように改正する。

第二十八條の見出しを「（会計年度任用職員又は臨時職員の特例）」に改め、同条中「臨時又は非常勤の職員（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。）」を「地方公務員法第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員又は同法第二十二條の三第一項に規定する臨時的任用職員」に改める。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

○病院局訓令

大分県病院局訓令第六号

大分県病院局職員服務規程（平成十八年大分県病院局訓令第五号）の一部を次のように改正する。

令和二年四月一日

大分県病院局長 田代英哉

第一条中「規程は」の下に「、別に定めるものを除くほか」を加える。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

大分県病院局訓令第七号

大分県病院局臨時的任用職員の管理に関する規程（平成二十年大分県病院局訓令第二号）の一部を次のように改正する。

令和二年四月一日

大分県病院局長 田代英哉

第一条中「第二十二條及び」を「第二十二條の三第一項若しくは」に、「並びに」を「又は」に、「に規定する臨時的任用職員の管理（医師を除く。）」を「の規定に基づき臨時的に任用された者（以下「臨時的任用職員」という。）のうち大分県病院局に属するものの任用、勤務条件等」に改める。

第二条を次のように改める。

（配置）

第二条 病院の院長（以下「院長」という。）は、臨時的任用職員を配置する必要があるときは、配置の期間、人員、業務内容を明示し、病院局長に協議しなければならない。

2 院長は、前項の配置の期間、人員及び業務内容を変更する必要がある場合は、あらかじめ、病院局長に協議しなければならない。

第三条第一項中「病院の院長以下「院長」という。」を「院長」に改め、「次の」の下に「各号の」を加え、「この限りでない」を「公募によらないで選考を行うことができる」に改め、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 現に大分県病院局で任用されている臨時的任用職員で勤務実績が良好であるものを選

考の対象とする場合

第三条第二項を次のように改める。

2 前項第一号の規定により、公募によらないで選考を行う場合であっても、同一の者を大分県病院局において三年を超えて引き続き任用することはできない。ただし、新たに公募による選考を行う場合において同号の規定により引き続き三年間任用された者が、当該公募に応募することを妨げるものではない。

第三条第三項中「選考は、」の下に「臨時的任用職員申込書（第一号様式）による」を加え、「第一号様式の二」を「第二号様式」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 臨時的任用職員の任用は、次に掲げる書類に基づき行うものとする。

一 臨時的任用職員申込書

二 臨時的任用職員任用選考評価票

三 職務遂行上必要とされる資格又は免許の写し

四 健康診断書（第一項第一号の規定により公募によらないで選考を行う場合を除く。）

第三条に次の四項を加える。

5 病院局長は、臨時的任用職員を任用する場合は、辞令（第三号様式）を院長を経由して本人に交付するものとする。

6 病院局長は、臨時的任用職員を任用する場合は、任用予定者に対し同意書兼宣誓書（第四号様式）を二部交付し、勤務労働条件を明示するものとする。

7 院長は、臨時的任用職員を任用した場合は、速やかに、当該臨時的任用職員が署名押印した同意書兼宣誓書の一部提出させるとともに、当該職員にこの規程を交付しなければならない。

8 第一項第一号の規定により公募によらないで選考を行う場合の第三項及び第四項の規定の適用については、第三項中「臨時的任用職員申込書（第一号様式）による書類審査」とあるのは「勤務成績の評価」と、「臨時的任用職員任用選考評価票（第二号様式）」とあるのは「臨時的任用職員面談・人事評価調査（第五号様式）」と、第四項中「臨時的任用職員任用選考評価票」とあるのは「臨時的任用職員面談・人事評価調査」とする。

第五条第四項及び第五項を次のように改める。

4 院長は、臨時的任用職員の任用期間を延長し、又は更新するときは、臨時的任用職員任用期間延長・更新届出書（第六号様式）により決定するものとする。

5 院長は、臨時的任用職員の任用期間を延長し、又は更新するときは、臨時的任用職員任用期間延長・更新通知書（第七号様式）を本人に交付するものとする。

第六条及び第七条を次のように改める。

第六条及び第七条 削除

第七条の二第二項中「やむを得ない事由があるときは」を削り、「第七号様式の二」を「第八号様式」に改め、同条第三項中「院長」の下に「を経由して病院局長」を加え、同条第四項を削り、同条第三項中「が前項の内申」を「は、第二項の退職願」に、「院長は、辞令（第三号様式）を」を「辞令を院長を経由して」に改め、同項を同条第四項とする。

5 病院局長は、前項の規定による内申を適当と認めるときは、辞令を病院長を経由して本人に交付するものとする。

第八条から第十二条までを次のように改める。

（面談及び人事評価）

第八条 院長は、臨時的任用職員に対し、臨時的任用職員面談・人事評価調査により、総務経営課長が別に定める方法で面談及び人事評価を行うものとする。

2 人事評価の結果は、評価を受ける臨時的任用職員の任用、分限その他の人事管理の基礎として活用するものとする。

第九条から第十二条まで 削除

第十三条第二項を削る。

第十四条（見出しを含む。）中「勤務時間」を「休日及び勤務時間」に改める。

第十五条を次のように改める。

（年次有給休暇）

第十五条 院長は、第三項に規定する臨時的任用職員に対し、定められた日数の年次有給休暇を付与しなければならない。

2 年次有給休暇の取得については、その時季につき、院長の承認を得なければならない。

この場合において、院長は、公務の正常な運営に支障がある場合を除き、これを承認しなければならない。

3 年次有給休暇を付与される臨時的任用職員は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 任用一年目の臨時的任用職員

二 任用二年目以降の臨時的任用職員であって前年の全勤務日の八割以上出勤した者

4 前項第一号に掲げる臨時的任用職員に対し付与する年次有給休暇の日数は、任用期間一箇月（一箇月未満の端数は、切り上げる。）につき一日の割合で算出した日数とする。

5 第三項第一号に掲げる臨時的任用職員の任用期間が延長され、又は更新された場合（次項の場合を除く。）は、当該臨時的任用職員に対し、最初の任用の日から延長又は更新後の任用期間の末日までを任用期間として前項の規定により算定した年次有給休暇の日数とする。

ら、既に付与した年次有給休暇の日数を減じて得た日数の年次有給休暇を付与する。  
 6 第三項第一号に掲げる臨時的任用職員が延長され、又は更新されたことにより当該任用期間が六箇月を超えることとなった場合は、十二日から既に付与した日数を減じて得た日数の年次有給休暇を付与する。

7 第三項第二号に掲げる臨時的任用職員に対して付与する年次有給休暇の日数は、別表第一の上欄に掲げる任用年数に應じ、それぞれ同表の下欄に掲げる付与日数とする。

8 年次有給休暇の残日数は、別表第一の上欄に掲げる任用年数に應じ、それぞれ同表の下欄に掲げる付与日数を限度として、次の一年間に繰り越すことができる。

9 年次有給休暇は、時間を単位として与えることができる。この場合において、時間を単位として与えられた年次有給休暇を日に換算するときは、七時間四十五分をもって一日とする。

第十五条の二第一項中「別表第一」を「別表第二」に、同条第二項中「別表第二」を「別表第三」に、「任用期間（一）」を、「任用一年目の臨時的任用職員であつて任用期間（一）」に、「六月」を「六箇月」に改め、「定められた臨時的任用職員」の下に「又は任用二年目以降の臨時的任用職員」を加え、「十二の項に掲げる場合にあつては」の下に「大分県病院局の職に」を加える。  
 第十八条から第二十条までを次のように改める。

（社会保険等）

第十八条 社会保険については、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百二十二号）の定めるところによる。

2 災害に対する補償については、地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）の定めるところによる。

（この規程により難い場合の措置）

第十九条 病院局長は、特別の事情によりこの規程の定めによることができないう場合又はこの規程の定めによることが著しく不適当であると認める場合には、別段の取扱いをすることができ。

（委任）

第二十条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、総務経営課長が別に定める。

別表第二の二の項中「前項に定めるもののほか、負傷又は疾病」を「負傷又は疾病（公務上のものを除く。）」に、「任用期間において第十五条第一項から第四項までの規定により付与した年次有給休暇の合計日数」を「任用一年目に付与された年次有給休暇の日数」に改

め、同表の十の項中「一時間又は一日二回各三十分」を「一日二回各三十分」に改め、同表を別表第三とする。

別表第一の二の項中「風水震災その他非常災害により交通が遮断された場合」を「風水震災その他非常災害による交通遮断又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合」に改め、同表を別表第二とし、同表の前に次の一表を加える。

別表第一（第十五条関係）

任用年数	付与日数
二年目	十三日
三年目	十四日
四年目	十六日
五年目	十八日
六年目以上	二十日

第二号様式を第三号様式とし、同様式を次のように改める。

# 辞 令

(氏 名)

(発令事項)

年 月 日

大分県病院局長



令和二年四月一日

第一号様式の(表)中「性別」を削り、同様式(裏)中

評価 (得点)	得点	得点	得点	合計得点
その他 特記事項				
面接選考 結果	順位	/		

を

評価 (得点)	得点	得点	得点	合計得点
その他 特記事項				
その他選考 結果	順位	/		

に改

め、同様式を第二号様式とする。  
第四号様式から第七号様式を次のように改める。

第4号様式（第3条関係）

同意書兼宣誓書

- 任用指 配
  - 任用期 間
  - 勤務課 所
  - 給 料
  - 給与の支払当 地
  - 社会保 険
  - 勤務時 間
  - 勤務外 勤務 時間
  - 休憩時 間
  - 休 暇
  - 服 務
  - 休 暇
- (任用の途中で給料が改定されることがある。)
- 大分県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条約の定めるところによる。
- 大分県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条約の定めるところによる。
- 地方公務員等共済組合法の定めるところによる。
- 正視職員に準ずる。
- 正視職員に準ずる。
- 正視職員に準ずる。
- 正視職員に準ずる。
- 正視職員に準ずる。
- (1) 年次有給休暇 日、繰越日数 日、継続日数 日、時間 時間
- (2) その他の休暇
- ①有給休暇
- 風水震災その他非常災害による交通遮断又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難と認められる場合
  - 選挙権その他公民としての権利を行使する場合及び被押収員等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないことと認められる場合
  - 臨時任用職員の親族が死亡した場合で、当該臨時任用職員が葬儀、服喪その他の親族の死にに伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき
- ②無給休暇
- 公務係属、病気休暇、女性職員の生理に係る休暇、母性健康管理休暇、産前産後休暇、育児時間、子の看護休暇、短期の介護休暇及び介護時間
- ③休業（無給）
- 部分休業

- 退 職
  - 懲 戒
  - 災害 補償
  - 再度の任用
  - その他の特記事項
- 任用期間満了前に退職する場合は、退職する2週間以上前に届け出ること。
- 正視職員に準ずる。
- 地方公務員災害補償法の定めるところによる。
- 任用期間満了後に同一の職が改めて設置される場合であつて、かつ勤務成績等が良好であるときに限り、連続する3年の範囲内で、公募によらず再度任用される可能性があること。ただし、期間を定めた任用であり、年 月 日（※任用予定期間満了日の翌日）以降の任用を保障するものではない。休業中の職員の代替であり、職員の休業等の状況により任用期間の変更を行う場合がある。
- ※勤務労働条件については、以上によるほかは、臨時的任用職員の管理に関する規程の定めるところによる。

私は、臨時的任用職員として任用されることに当たり、上記勤務労働条件に同意しました。

私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。

私は、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実に公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日 殿

大分県立病院局長

大分県立病院局長 殿

氏名

㊦

第5号様式（第3条関係）

臨時的任用職員面談・人事評価調査書

●基本的事項

所 属	氏 名
業務内容	
当初任用年月日	年 月 日
現任任期	自： 年 月 日
	至： 年 月 日

●面談結果

職務上の課題や目標の経過（進捗状況）	
職務上特に苦勞していること、最善での悩み、ストレスなど	
現任任用期間終了後の再任用の希望	希望する ・ 希望しない

●人事評価

分類	評価期間	年 月 日 から	着眼点	年 月 日 まで	評価	備考欄
資 質	倫理 観 念		・高い倫理観と使命感を持ち、県民を中心に考え、県民の視点・法令及び職務規律を遵守し、公正に職務を遂行しているか。			
	意 欲		・県民福祉の増進や公利の利益のため、意欲を持って業務を遂行しているか。			
	チームワーク		・他の職員と協力し、組織、チームで協力して仕事を進める意欲を持っているか。			
	知識・技術		・業務に必要な知識・技術を有し、業務に活用するとともに、更なる習得に努めているか。			
	能力		・困難な業務を克服し、結果が認められるよう、日頃から円滑な人間関係の構築に努めているか。			
	業務遂行力		・業務に必要知識・技術を有し、業務に活用するとともに、更なる習得に努めているか。			

●公費によらない再度の任用について

力	成果	評価	結果	備考欄
成果	・計画どおりに成果をあげているか。	S (8点)	個	
		A (6点)	個	
		B (4点)	個	
		C (2点)	個	
		D (0点)	個	
結果	得点計			
	総合評価			
	区 分			
	総合評価			
	区 分			

●公費によらない再度の任用について

公費によらない選考の実施の可否についての所属意見	可	不可	本人希望なし
選 考 結 果	合格	不合格	

調査作成責任者 職氏名

㊦

第6号様式 (第5条関係)

臨時的任用職員任用期間延長・更新届出書

第 年 月

殿

大分県立病院長

下記のとおり臨時的任用職員の任用期間を延長・更新したいので、届け出ます。

記

臨時的任用職員氏名  
当初任用期間  
延長・更新の別  
延長・更新後任用期間  
年 月 日 / 年 月 日  
年 月 日 / 年 月 日

第7号様式 (第5条関係)

臨時的任用職員任用期間延長・更新通知書

殿

任用期間を 年 月 日から 年 月 日まで延長・更新する。

年 月 日

大分県立病院長



第七号様式の三及び第八号様式を削り、第七号様式の二を第八号様式とする。

大分県病院局訓令第八号

本 局  
病 院

大分県病院局事務決裁規程（平成二十三年大分県病院局訓令第三号）の一部を次のように改正する。

令和二年四月一日

大分県病院局長 田 代 英 哉

別表第一の八の項の項目の欄中「この項中」の下に「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）を「法」、「規程」の下に「大分県病院局会計年度任用職員」の管理に関する規程（令和二年大分県病院局訓令第五号）を「管理規程」を加え、同項の局長の欄の第一号中「非常勤職員」を「法第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）」に改め、同項の次長の欄の第一号中「非常勤職員」を「管理規程第三條及び第七條の規定に基づき、会計年度任用職員」に、第二号中「非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改め、同表の九の項の項目の欄中「（昭和二十五年法律第二百六十一号）」を削り、同表の十の項の課長の欄の第一号中「臨時職員及び非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。